

(仮称) 新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例 (案) の骨子について

1 目的

この条例は、「公共の場所における客引き行為等を防止することにより、良好な地域社会の実現を図る」旨を目的とします。

2 定義

○ 公共の場所

区内の駅前広場、道路その他の不特定多数の者が通行し、及び利用する場所で公共の用に供されるものをいいます。

○ 客引き行為等

① 【客引き】

次の「サービス」について、客引きすることをいいます。

- ・ 酒類を提供する飲食店
(例) 居酒屋、ホストクラブ、キャバクラ等
- ・ カラオケ店
- ・ 性風俗店
(例) ファッションマッサージ、ストリップ劇場等

② 【勧誘】

次の業種で働くよう、勧誘することをいいます。

- ・ 性風俗営業
(例) ファッションマッサージ、ストリップ劇場等
- ・ 接待をして酒類を提供する飲食店営業
(例) ホストクラブ、キャバクラ等
- ・ アダルトビデオの出演等

③ 【客待ち等】

上記【客引き】及び【勧誘】をする目的で、当該行為の相手方となるべき者を待つことをいいます。

○ 関係行政機関

東京都、区の区域を管轄する警察署その他の客引き行為等の防止に係る施策を実施する行政機関をいいます。

○ 地域団体

区内の商店会(商店街の振興を目的として組織する団体)、町会、自治会その他の地域活動を行う団体をいいます。

○ 区民等

区内に住所を有する者、区内の事務所又は事業所に勤務する者、区内の学校に在学する者及び区内に滞在し、又は区内を通過する者をいいます。

○ 事業者

区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいいます。

3 適用上の注意

この条例は、1の目的を達成するためにのみ適用します。

4 区の責務

区は、関係行政機関及び地域団体との協力・連携を図りながら、公共の場所における客引き行為等の防止に関する施策を推進するよう努めます。

5 区民等及び事業者の責務

区民等及び事業者は、区が実施する公共の場所における客引き行為等の防止に関する施策に協力するよう努めるものとします。

6 客引き行為等の禁止

- ① 何人も、公共の場所における客引き行為等をしてはなりません。
- ② 何人も、金銭その他の利益を供与し、又はその供与の約束をして、他人に公共の場所における客引き行為等をさせてはなりません。

7 特定地区の指定

- ① 区長は、公共の場所における客引き行為等を防止するため、必要があると認める区域を、客引き行為等防止特定地区（特定地区）として指定することができます。
- ② 区長は、必要に応じ、特定地区を変更し、又は解除することができます。
- ③ 区長は、特定地区を指定し、変更し、又は解除したときは、告示します。
- ④ 区長は、特定地区を指定し、又は変更したときは、区民等及び事業者に周知します。

8 指導等

- ① 区長は、特定地区において、6に違反している行為をしていると認められる者に対し、当該行為を中止するよう必要な指導をすることができます。
- ② 区長は、①の指導を区長があらかじめ指定する者に行わせることができます。